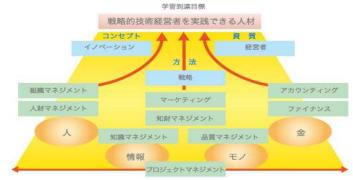
キャリアアップを考えている社会人向けのプログラムの例

【東京工業大学】

関東圏の中堅企業/中小企業に勤務する35歳前後の社会人が技術経営(MOT)を学び、自社における経営層へのキャリアアップを図るための学習機会を提供する取組

- 〇対象者:関東圏の主に中堅企業/中小企業に勤務する次世代 の企業経営を担う社会人(平成20年度実績17名修了)
- 〇期 間:1年間(週1回、水曜(全45回)1.5時間)
- 〇プログラム構成

「講義&演習」、「グループ演習」により12科目で構成。 学習内容は、中堅・中小の現場で活躍する人材像から「実務的な 視点」を意識。グループワークを通じた交流など、多様な企業から 参加する受講生間の交流に配慮。



○講座終了後修了証書の授与

〇実施体制

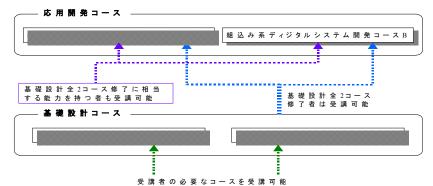
プログラムに対する客観的評価や改善のための意見をもらう 目的に、(独)メディア教育開発センター、商工会議所、民間企業 の委員で構成されたアドバイザリーボードを設置

【仙台電波工業高等専門学校】

キャリアアップを考えているハードウェア設計技術者や組込み系ソフトウェア技術者、これから組込み系業界へ就職・転職を目指す工学系学校卒業者等を対象に組込み系ディジタルシステム設計技術を習得することを目的とする取組

〇プログラム構成

- ・組込み系ソフトウェア設計基礎コース(設計基礎A)
- ・ハードウェア記述言語(HDL)設計基礎コース(設計基礎B)
- ・組込み系ディジタルシステム開発コースA(応用開発A)
- ・組込み系ディジタルシステム開発コースB(応用開発B)



※eラーニングにより自宅等でも受講、テスト、演習が可能

〇期 間:

·設計基礎A、B: 講義実習12時間(1日3時間×2回+1日

6時間) +eラーニング学習18時間

•応用開発A: 講義実習12時間(1日4時間×3回)+eラーニ

ング学習18時間

•応用開発B: 講義実習24時間(1日6時間×4回)+eラーニ

ング学習16時間)

〇講座終了後 履修証明の発行

一旦離職し、職業への復帰を望む女性へのプログラムの例

【日本女子大学】

大学卒業後就職し、育児や夫の転勤、進路変更などで離職した女性に、再就職に必要な英語、ITスキル、ビジネス知識を習得させるリカレント教育の実施と、再就職先を斡旋する取組

○対象者:4年制大学を卒業して就職後、一旦離職し、職業への 復帰を望む女性(年間60名(各学期30人入学))

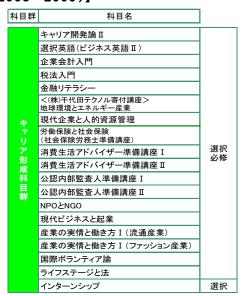
〇期 間:1年間(315時間必修)

〇プログラム構成

- ・書類審査および簡単な英語とPC入力速度のテスト
- ・キャリア開発論 I および必修科目7科目、選択必修科目7 科目の合計14科目(28単位)の修了とインターンシップの 実施
- ・当課程修了者限定の求人情報を載せたウェブサイトによる 再就職の斡旋(就職希望者の就職率100%(非常勤含む))

【リカレント教育課程 カリキュラム一覧(2008~2009)】





【国際ビューティモード専門学校】

出産、子育てなどで一時職を離れた女性美容師に対し、カット、パーマ、ヘアカラーなどの「技術指導」と共に、キャリアカウンセリングを基本とした「就職指導」を行い、美容師としての再就職を支援する取組

〇期 間:4ヶ月間

(必須受講講座時間数 54時間(3時間×18日))

〇プログラム構成

「技術指導講座」:「カット」については必須講座、他の技術講座「パーマ」、「ヘアカラー」、「メイクアップ」、「ネイル」については 希望制

- ①「カット」: ベーシックテクニック 30h
- ②「パーマ」: 各種ワインディング技法、ピンパーマ技法等 12h
- ③「ヘアカラー」: ベーシックテクニック及びホイルワーク等 12h
- ④「メイクアップ」: ベーステクニック及びパーツレッスン 24h
- ⑤「ネイル」: ベーシックケアカラーとジェルネイル 24h

「就職指導講座」: 必須講座

「キャリアカウンセリング」: 自己分析、ビジネスコミュニケーションスキル分析、アピールポイント及び志望動機の構築、面接指導等 24h

〇講座終了後

必須講座修了者に講座独自の履修証明書の発行

現場復帰を阻んでいるものとして、次のことが判明

- ①ブランクにより技術力低下に対する不安
- ②求人や研修などの情報不足
- ③労働環境(通勤や託児所の問題)、雇用条件(勤務時間、 有給休暇)への不安

ICTを活用した遠隔教育等の充実

信州大学「放送公開講座」

(概要)

信州大学の各学部を代表する教員が、その多様な研究分野を一般向けに分かりやすく放送で解説するもので、創立50周年を機に平成11年度より開始した。大学の特色ある教育、研究内容を広く公開することを目的としており、長野県内の民放テレビ局で放送している。さらにコンテンツの二次利用として、平成22年度より信州大学テレビや信州大学動画チャンネル等でも公開している。

各学部における研究成果のみならず、総合大学ならではの『学部横断的に展開される研究』『地域連携・産学官連携で展開される研究』等 含めて、教員やテーマを設定している。

(プログラム内容)

平成22年度は「信州知の森ー知の創造・未来への提言ー」と題し、興味深い研究を行っている教員を様々な分野からクローズアップしSBC信越放送で6回にわたって講義を紹介した。

地域社会との連携をより一層深めるための新しい企画として、マーケットインの発想に切り換え、ネットでのアンケートも利用し、広く県民の希望も聞きながら教員や講義テーマを設定して実施した。「川中島合戦から歴史を考える」「雪が織りなす物語」「製品の快適性(心地)を科学する」(平成22年度)など毎年6タイトルを制作。県内約80万世帯に向けて放送しており、地域の方々から好評を得ている。

(コンテンツニ次利用)

〇信州大学テレビでの活用

日本初の大学専用テレビチャンネルを開設、平成18年10月より放送を開始した。

ケーブルテレビ(株式会社テレビ松本ケーブルビジョン)のデジタル1チャンネルを利用して学生の 企画・制作番組やイベント、セミナー・講演会・医療系番組等、信州大学の魅力と特色を紹介する 様々な番組を放送している。

○信州大学動画チャンネルでの活用

大学の特色ある教育・研究情報や魅力を国内外に広く紹介するために平成22年に公式サイトに開設。また、動画共有サイト「youtube」にも信州大学チャンネルを新設、大学や学生が制作した番組を配信をしている。オープンキャンパスの映像は再生回数が高く人気。





信州大学動画チャンネル (youtube)

放送大学における生涯学習機会の提供及び地域課題への対応

テーマ

いつでもどこでも誰でも学習できる機会の提供

国民に最も身近なメディアを活用した大学教育機会の提供

日本で唯一、国民にとって最も一般的なメディアであるテレビ・ラジオ放送 を通じて大学教育の機会を提供している通信制大学。

BSデジタル放送による全国への授業配信

平成23年10月よりBSデジタル放送による授業を開始し、学習機会を一層拡大。 関東の一部地域では地上放送も実施。



◇BSデジタル放送(全国放送)

ラジオ

531ch



インターネットによる放送授業補完サービスの実施

放送授業の補完として、放送授業科目の大半について、 インターネット配信実験を実施。

インターネット配信科目数/科目数(平成24年度)

テレビ授業科目 ラジオ授業科目 112科目/180科目(62%)

161科目/161科目(100%)

-流の講師による豊富な授業科目の提供

深い教養を身につける科目から資格関連科目まで幅広い授業科目を提供。 また、学士取得を目指すことも1科目から受講することもでき、多様な生涯学習 二一ズに対応。 【24年度 教養学部 267科目、大学院文化科学研究科 68科目】

各都道府県に設置した学習センターで多様な学習機会を提供

各都道府県に57の学習センター・サテライトスペースを設置し、地域の 特性に合わせた面接授業や公開講演会を数多く実施。また、サークル活動など 学生交流の場としても機能。

【24年度 面接授業 3000科目 23年度 公開講演会 444講座】

あらゆる世代の学生が約8万5千人在籍

働きながらスキルアップのために学ぶ学生や定年退職後 自身の教養を深めるために学ぶ学生など、15才~98才 の幅広い年齢層の学生が放送大学で学習。



24年度第1学期在学者 (合計85.274人)

10.829 12,700 30歳代 40歳代 21.084 24.7%

地域課題への対応事例

地域課題の解決に資する学習機会の充実

放送授業科目による関連科目(例)

開講科目(例)(平成24年度) 少子高齢化 「高齢者の生活保障」、「人口減少社会のライフスタイル」、「在宅看護論」 「都市と防災」、「阪神・淡路大震災と東日本大震災(特別講義)」

「環境デザイン論」、「環境工学」、「都市環境デザイン論」 環境 「健康と社会」、「循環器病の健康科学」、「心の健康と病理」

面接授業による関連科目(例)

テーマ	開講科目(例)(平成24年度)
少子高齢化	「現代家族論」(東京足立)、「高齢社会と法」(長野)
防災	「地震防災の科学」(福島)、「山陰の自然災害と防災」(島根)、
環境	「化学実験による環境汚染分析入門」(和歌山)、「水環境の科学と環境問題」(大阪)
健康	「地域食材の有する健康増進機能」(高知)、「食べ物と薬の意外な関係」(北海道)

ハ 88 = 1 人 本 = 1 ポー/ かい

7	公用語演会の語座(例)	
テーマ	開講講座(例)(平成23年度)	
少子高齢化	「高齢化社会への対応」(福岡)、「地域における高齢者支援について」(岡山)	d
防災	「東日本大震災から学ぶ環境・防災づくり」(神奈川)、「災害時要援護者の防災対応」(栃木)	
環境	「環境とエネルギー」(山口)、「温暖化と食糧生産」(佐賀)	
健康	「健康長寿の処方箋:さらば生活習慣病」(宮城)、「ライフサイクルと健康」(鹿児島)	

地方公共団体や他大学等と連携した取組事例

全国各地に設置した学習センターでは、他大学や地方公共 連携した取組も実施。

他大学との連携事例

福井学習センターにおいて、福井大学地域貢献推進センターとの共催により、 社会や地域の課題に合ったテーマ(「高齢者と共に生きる」など)の公開講演会を行い、 参加者(県民)と意見交換・討論を実施。(23年度)

地方公共団体との連携事例

埼玉学習センターにおいて、秩父市、秩父市教育委員会との共催により、公開講演会 「埼玉県の都市化と地域の変貌」を開催。(23年度)

(独)国立青少年教育振興機構 企画事業例

セルフチャレンジキャンプ(国立中央青少年交流の家)

- 不登校、引きこもり、ニートなど特定の状況にある青年に対する自立支援
- 長期間(15日間・30日間)ボランティアメイト(大学生等)と共同生活しながら、3食自炊(原則)し、「早寝早起き朝ごはん」など規則正しい生活
- O合目からの富士登山を通して達成感を味い、ボランティア活動・勤労体験(酪農)を通して、 地域の人々とふれあうことでコミュニケーション力を育む

【参加者の状況】

【H22】9月1日~30日(29泊30日)

10名参加→進学・復学 1名、働き始めた者 4名 自立支援機関(NPO)に通った者 1名 その他 2名、途中帰宅2名

【H23】9月1日~30日(29泊30日)

9名参加→進学・復学 2名、働き始めた者 2名 その他 1名、途中帰宅4名

【H24】9月1日~15日(14泊15日)

5名参加→進学・復学 1名、働き始めた者 2名 その他 2名

アドバイザー(臨床心理士)、ボランティアメイト(大学生等)

【事業成果の普及(H21)】

事業報告会、DVD作成配布、 NHKテレビで放映(BSハイビジョン、教育、NHK総合)



地元牧場での酪農体験



O合目からの富士登山



ログハウスでの共同生活

この事業に参加し、確かな自信を掴んだ参加者の一人は、その後高校進学を決意し、見事に入学した。

さらには皇太子殿下にも御臨席いただいた中央青少年交流の家開所50周年記念式典において、青年代表として祝辞を述べるという大役を果たしてくれた。

地域若者サポートステーション事業(ニート等の若年者の職業的自立支援の強化)

24年度予算額 20億円

- 二ート等の若者の自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要。
- このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」(愛称:サポステ)を 運営し、ニート等の縮減を図る(平成18年度から事業開始。若年無業者の支援に関するノウハウを有する民間の団体へ事業委託。)。
- 〇 平成24年度は、この設置拠点を拡充するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援(アウトリーチ)による学校教育からの円滑な誘導体制及び職業訓練に移行した者等の継続的支援を拡充するなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化することとする。
- 〇「新成長戦略」に掲げられた目標:「地域若者サポートステーションにおける就職等進路決定者数10万人」(2011年度から10年間)

「出典:厚生労働省資料」

○ 高校中退者等アウトリーチ事業 〈65か所←60か所〉

高校、教育委員会等と連携の下、高校中退者等の自宅等へ訪問支援(アウトリーチ)を実施

支援が必要な若者



若者自立支援中央センター(全国1か所)

サポステスタッフ研修、情報交換会、業務指導、情報収集・提供 等

(協議会の開催 (地方自治体)地域における若者支援ネットワ

ク

地域若者サポートステーション

○ 本体事業 〈116か所←110か所〉

- ・キャリアコンサルタント等による職業的自立に向けた専門的相談を実施
- 各種就職支援プログラム(職場体験、ジョブトレーニング等)を実施
- ・各種セミナー等を通じた啓発、他の若者支援機関に誘導(リファー)

○ 生活支援等継続支援事業 〈20か所←15か所〉

- ・高校中退者等に高校再入学、高認試験受験等の学び直しを支援
- ・公的職業訓練へ移行した者等への生活習慣改善の定着、コミュニケーション 能力向上等を目的とした生活訓練等を支援

地域ネットワークを活用した支援

地方自治体の支援プログラム

- ・セミナー、キャリア相談会
- ・農業体験

保健・福祉機関

- ・社会適応訓練
- ・ひきこもり相

汎職等進路決定

【利用者数等】

教育機関等

地域社会

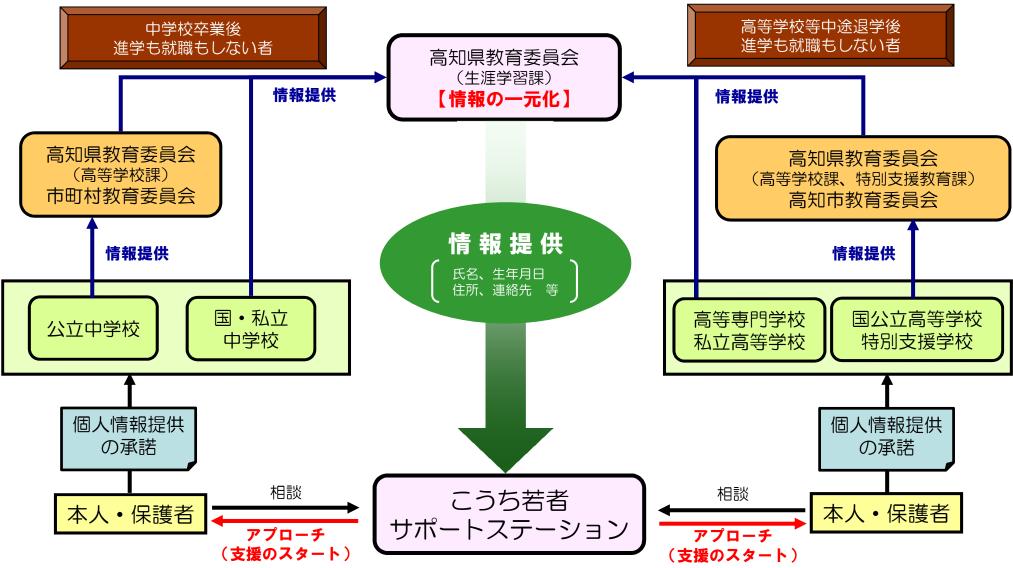
NPO等の支援プログラム

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就職等進路決定者数	650	1, 930	2, 925	4, 660	6, 742	12, 165
のべ来所者数	35, 179	144, 171	202, 112	273, 858	364, 288	454, 675
サポステ設置箇所数	25	50	77	92	100	110

学校・教育委員会と地域若者サポートステーションが連携している例

~ 高知県「若者はばたけネット」~

● 中学校卒業時、高等学校等中途退学時に、進学も就職もしない者に対し、学校教育からの切れ目のない支援を 行うために、対象者の情報を一元化するための関係機関の情報ネットワーク組織(「若者はばたけネット」)を、高 知県教育委員会が中心となって構築。



(出典) 高知県教育委員会ホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/~syakai/shohgai/jigyou/2-1-1.html)等より作成

定職・学籍を持たない若年者向けのプログラムの例

【武蔵野大学】

就職の希望を持ちながら大学卒業時に無業であった若年者に対して、 大学のキャリア開発科目を体系化した「コミュニケーション能力開発 プログラム」の提供及びキャリアコンサルタントによる就職相談など の支援を行う取組

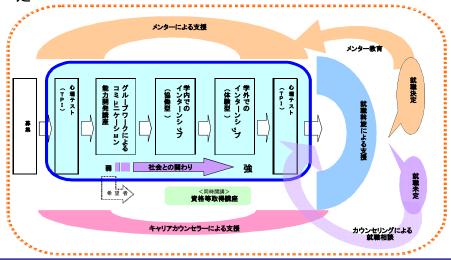
〇対象者:大学卒業後、現在仕事をしていない者(14名程度)

(特に自己肯定感や対人関係に課題を抱える者を対象)

〇期 間:約半年(教育プログラム(4ヶ月)、就職支援(2ヶ月~))

〇プログラム構成

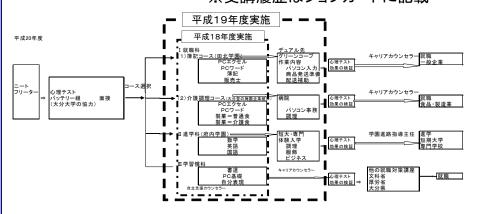
- ・自己理解(心理テスト(TPI)を活用した自己理解ワーク)
- ・グループワークによるコミュニケーション能力開発講座 (心理的に安全な「場」を構築するワーク、業界分析、社会人とし て必要な基本知識とスキルの修得、野外における協働・コミュニ ケーションの実践型体験学習)
- ・インターンシップ(協働型・体験型) (社会との関わりを段階的に拡げていくプログラムの実施)
- ・フォローアップ・プログラム 自身の行動や意識の変化を共有し、自身のアクションプランを策 定



【府内学園(専修学校)】

進学及び就職といった目的別の講座の実施と、NPOなどの関連団体と連携した受講者のケア及び就職支援を行う取組

- ○対象者:18~35歳程度の定職・学籍を持たない若者(約40名)
- 〇プログラム構成
- ①対人関係に苦手意識を持たない商業系統の就職希望者
 - → 簿記コース(販売士、簿記3級、CS検定3級・2級)
- ②対人関係が苦手で、生活の糧となる技術を身につけたい者
 - → 製菓コース
- ③スキルアップと高い理想を持つ者
- → 進学科(国語、数学、英語、その他=入試対策)高卒認定試験、短大・専門学校入試を視野
- 4長いニート生活で学習に慣れていない者
 - → PC基礎、書道、自分表現(演劇)講座 ※受講履歴はジョブカードに記載



〇関係団体との連携

大分大学、大分県、ハローワーク、大分県社会福祉士会、大分県 商工会議所、大分青年会議所、NPO団体による連絡協議会 を構成し、各種支援を実施。

(ex.支援を要する若者の紹介、臨床心理士の派遣、就職支援など)

※CS検定:コンピュータサービス技能評価試験のこと。

家庭教育支援の取組事例

課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

◆スクールソーシャルワーカーを中心に中学校区で見守るネットワーク

(大阪府茨木市教育委員会学校教育推進課)

【体制】

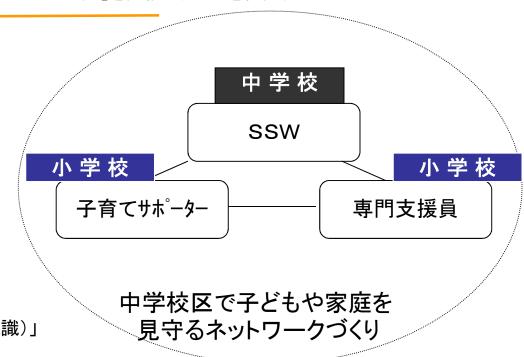
●小学校に教員免許を持つ専門支援員やサポーター、中学校にSSWを配置し、中学校区で子どもや家庭を見守る体制を構築。

【取組概要】

- ●専門支援員等は週3日学校常駐し、校長や教職員との打合せに基づき、いじめ、不登校非行、虐待等の課題を共有し、 家庭訪問し相談に応じる。
- ●必要な場合は、訪問後に教職員とケース会議を開き、さらに必要な場合には、スクールソーシャルワーカー(SSW)やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)、民生委員等を交えた「ケース会議」を開催し、対応を検討。

【成果】

- ●市域全体の長期欠席児童生徒の減少や、朝食を毎日 食べる児童の割合の増加
- ●配置型のため、多くのSSWが、校内の生徒指導委員会、 不登校対策委員会、学年会議等に参加し子どもたちの 実態を把握するとともに、教職員との信頼関係のもとに 活動が行えている。
- ●家庭教育支援の効果としては、「保護者→自信を取り戻し、 子育てに前向きになった」、「子ども→落ち着きを取り戻し、 前向きに学習に取り組みだした」、「学校→保護者への アプローチ方策を確立できた(家庭教育を支援する観点の 必要性の再確認、地域の人材や活動との連携の有用性を認識)」



「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)

(平成22年6月「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」)

※検定試験:社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を |含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たす包括的なもの。

検定試験の意義や評価の必要性

チャレンジ精神の涵養、自己の学習の到達目標等の確認、継続的な学習意欲の喚起など様々な意義を有しており、また、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現という面からも、一定の役割を果たしている。検定試験の評価は、こうした検定試験について質の維持向上や信頼性の確保を図り、 人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進を目指すものである。

検定試験の評価手法

- 〇自己評価が開始されることが重要。その上で、類似する検定事業者間での評価(関係者評価)や、第三者機関による評価(第三者評価)といった外部評価が行われることを期待。
- 〇当面は、特に試験の効果が全国に及ぶ検定試験において取り組まれることが期待され、中長期的には各地域で実施されている様々な検定試験に広がり、試験により測定された知識・技能が、全国どこでも通用するような環境の構築が望まれる。

検定試験の評価の視点と内容

- ①実施主体(組織形態や財務基盤、情報公開等) ②実施内容(検定試験の目的・内容、測定手法、審査・採点基準等)
- ③実施手続(事前準備、試験の実施体制、事後対応等) ④検定結果の活用促進(合格証等の発行、関連情報の提供等)
- ⑤継続的な学習支援(過去問題・類似問題等、受検者の知識・技能レベル等の情報提供等)

情報公開

検定事業の透明性や試験の信頼性確保の観点から、必要な情報がわかりやすく示され、 誰もが容易にアクセスできることが重要。

今後の取組

- 〇検定事業者や関係団体等が主体となって、検定試験の目的、内容、規模等に応じた具体的な評価項目や評価基準に関する検 討がなされ、各検定事業者による「自己評価」が開始されることが重要。
- ○類似分野の検定事業者同士が、検定試験の質的充実を図る視点で行う「関係者評価」、評価の客観性や専門性、透明性等を 確保する観点から、第三者評価機関による評価 (「第三者評価」) が行われるなど、段階的に評価の取組が進展することを期待。
- 〇国としては、こうした取組が進むよう、検定事業者等への働きかけや、評価手法等についての調査研究の実施、関係情報の提供など、必要な支援を継続的に推進。

ISOにおける非公式教育・訓練サービスの国際標準化について

国際標準化の動き

ISO(International Organization for Standardization: 国際標準化機構)は、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、電気及び電子技術分野を除く全産業分野に関する国際規格の作成を行う民間の組織。ISOにおいては、ドイツの提案を契機に、平成18年より、「非公式教育・訓練のための学習サービス」についての国際規格の開発を開始し、2010年9月1日、ISO29990「非公式教育・訓練のための学習サービス ーサービス事業者向け基本的要求事項」として規格発行。(国内審議委員会での審議には、文科省、厚労省、経産省もオブザーバーとして参加。)現在、認証スキームの実証実験(国内審議委員会の関与する認証スキームに基づく国内最初の認証)により、国内の事業者に対して認証が付与されるなど、国内における運用体制の構築に取り組んでいるところ。

また、2009年、中国より「非公式教育・訓練のための学習サービス」のうち、「語学学習サービス」についての国際規格 (ISO29991)の開発が提案されたことを受け、現在、検討を開始したところ。

ISO29990の概要

◆規格の目的

非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者における質の高い専門的な業務及びパフォーマンスのための汎用モデル及び 共通の枠組みを提供すること、及び、学習サービスの利用者が学習サービス事業者を選択することを支援すること

◆適用範囲

非公式教育・訓練における学習サービス及び学習サービス事業者のための基本的要求事項

※非公式教育:組織化された教育活動で、確立され社会に認知された公式な初等、中等又は高等教育制度以外の もの(例:職業訓練、生涯にわたる学習、社内研修等)

◆学習サービスについての要求事項

学習ニーズの明確化、学習サービスの設計、学習サービスの実施、学習サービス提供のモニタリング、学習サービス事業者によって行われる評価

◆学習サービス事業者のマネジメントについての要求事項

ー般マネジメント要求事項、戦略及びビジネスマネジメント、マネジメントレビュー、予防処置及び是正処置、財務管理及びリスク管理、人事管理、コミュニケーションマネジメント(内部/外部)、リソースの割り当て、内部監査、利害関係者からのフィードバック

認定社会通信教育について

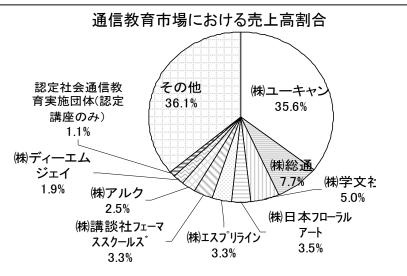
- ・平成23年度は、27団体が112講座を開設し53,178人が受講。前年比△5講座、△15,198人。
- ・受講者は、昭和45年の122万人をピークに減少傾向。

<u>メリット</u>

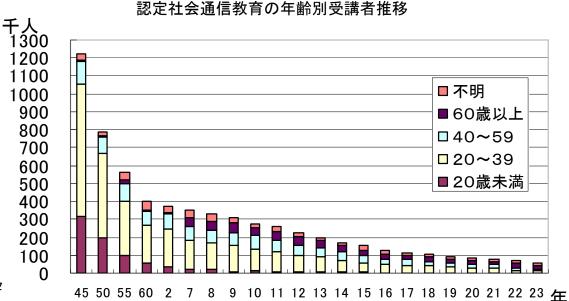
講座単価が安価、第4種郵便による割引、国の認定による信頼性、矯正施設での優先採用等認定·変更が煩雑で時間がかかる(教材改訂を敬遠)、年次報告などの事務負担、

国の関与

- 認定社会通信教育制度により、通信教育の質の確保や社会的通用性を確保。
- ・戦後の復興の方策として、学校法人、民法法人格を有する団体が実施する講座を対象に国主導で振興(広報、財政支援、表彰)。現在は、認定と表彰、パンフレットによる広報、関係団体との連携・協力(表彰式等への出席等)が中心。
- ・文部科学大臣賞の授与による受講者の学習意欲の維持・向上。
- ・(財)社会通信教育協会への指導、助言等。



※「通信教育市場における売上高割合」は(㈱富士経済調査(通販・eコマースビジネスの実態と今後2010 - 2011 市場編)から、主に子ども向け講座を提供している㈱ベネッセコーポレーション、㈱Z会を除き、文部科学省認定社会通信教育の団体を加えて算出したもの。



「ジョブ・カード制度」について

ジョブカード: 職務経歴、学習歴・訓練歴等の他に、ご本人が職業訓練や職務の中で得た具体的な職業能力やご本人の長所等について、一定の講習を受けたキャリア・コンサルタント等が明確化し、客観的に記述した情報がまとめられたシートです。

OJT等の実践的な職業訓練を受講した場合は、訓練実施企業等による職業能力評価の結果も記載されます。

ジョブ・カード制度とは、広く求職者、在職者、学生等を対象に、自らの職業能力を高め、それを証明できるよう、ジョブ・カードを次のように活用する仕組みを総称するもの。

- ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受けることにより、職業意識やキャリア形成上の課題の明確化、自律的な職業選択やキャリアの方向付けを促すとともに、職業訓練の評価等を記載する職業能力証明ツールとしてのジョブ・カードを就職活動等に活用する。
- OJT等の実践的な職業訓練により職業能力の向上を図るとともに、訓練実施企業による職業能力評価等を行い、その結果が記載されたジョブ・カードを 就職活動等に活用する。

ジョブ・カード制度の見直し

職業能力証明の

ツールとして普及促進

企業・求職者ともに役立つ インフラとして定着

- 企業に対しては採用面接での活用 を促進
- 求職者に対しては、国(労働局)が 中心となって、ハローワーク等の 様々な機関でジョブ・カードを普及

OJT等による

実践的職業能力開発

OJTによる能力開発は重要 企業助成は整理統合

- ジョブ・カードの活用対象となる職業訓練を、求職者支援の観点から拡大
- ジョブ・カード制度関連助成を、一 般のキャリア形成促進助成金等に 整理統合

新「全国推進基本計画」

職業能力証明のツールとして普及促進

「新成長戦略」で、ジョブ・カード取得者300万人という目標を掲げ、社会インフラとして定着させていく方針を踏まえ、次のような取組を充実。

①「ジョブ・カード普及サポーター企業」を開拓

求職者に役立つ仕組みとするため、企業の採用面接等においてジョブ・カードを積極的に活用を図る企業を開拓

② 求職者へのジョブ・カードの交付促進

職業訓練受講者とともに、一般の求職者についても必要な者に対しては、キャリア・コンサルティングの積極的な実施に努める。

- ③ 学生用のジョブ・カード様式の開発を行うなど、学生へのジョブ・カードの交付促進 学生用のジョブ・カード様式の開発、キャリア・カウンセラー等のジョブ・カード講習受講の促進
- ④ 実践キャリア・アップ戦略と連携した普及
- ⑤ キャリア・コンサルタント養成カリキュラムにジョブ・カード交付に関する知識・スキルに係る内容を盛り込む

OJT等による実践的な職業能力開発の推進

① ジョブ・カード活用対象訓練を拡大

従来の雇用型訓練・委託型訓練のほか、公共職業訓練・基金訓練まで拡大

② 大学・専門学校等における職業能力形成に資するプログラムの開発・提供を促進

地域社会や地元産業のニーズも踏まえたプログラムの開発・提供を促進、履修証明制度の改善・充実

国が中心となった推進体制の整備

- ① 地域ジョブ・カード運営本部を、地域ジョブ・カードセンターから都道府県労働局に移管
- ②ハローワークと地域ジョブ・カードセンター等関係機関が密接に連携した普及

平成23年4月21日 ジョブ・カード制度 新「全国推進基本 計画」及び参考資料より抜粋